

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第90条第10項
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課行政処分係 電話0952-98-2220 内線210
備 考：